富山県フリースクール等通所児童生徒支援事業補助金実施要領

富山県教育委員会

１　趣旨

この要領は、学校に行きづらい児童生徒の学校外の居場所の選択肢を増やし、社会的自立を促進するため、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒が、当該施設にて活動を行うために必要な経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する「富山県フリースクール等通所児童生徒支援事業」（以下、「事業」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

２　補助対象者

「富山県フリースクール等通所児童生徒支援事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）第３条の規定に定める保護者

３　事業対象期間

４月１日から翌年３月 31 日までの１年間

４　実施方法

要綱に基づき、補助金を交付する。

５　内容

フリースクール等民間施設（以下、「施設」という。）に通所している児童生徒をもつ保護者に対し、当該施設にて活動を行うために必要な経費への支援を行う。

６　申請及び交付について

（１）　提出書類

※　様式は県公式ウェブサイト上に掲載

※　以下のア・イは電子申請フォームによる提出が可能

【事前登録】

ア　「富山県フリースクール等通所児童生徒支援事業」申請者事前登録票（様式４号）

【補助金交付に係る書類】

イ　補助金交付申請書（様式１号）

ウ　フリースクール等民間施設利用確認書（実績報告書）（様式２号）

エ　領収書等、施設利用料（授業料）その他支払いを証明するもの

オ　施設への通所に対し、地方公共団体から本事業以外の補助金を受けている場合は、その証明書（交付決定通知書や額の確定通知書等、補助額がわかるもの）

※　補助金を交付している地方公共団体に、申請状況等について情報提供することがある。

（２）　提出期間・交付日

①　提出期間

【事前登録票（ア）】（最初の１回のみ提出）

・学期開始月（４月・８月・１月）の１日～学期終了月（７月・12 月・３月）の末日まで

【補助金交付に係る書類（イ～キ)】(交付申請をする学期ごとに提出)

・提出締切（郵送の場合は必着）･･･１学期：８月 10 日、２学期：１月 10 日、３学期：翌年度４月 10 日

※原則、締切日を過ぎた申請は受理しない。特別な事情がある場合は事前に申し出ること。

※提出締切日が土日祝日や閉庁日に当たるときは、翌営業日をもってその期限とする。

② 交付日

年間３回に分けて口座振替にて交付（８月、１月、翌年度４月）

※申請状況によっては翌月になることがある。

【申請できる期間】 ※申請できる通所日は、学校が出席扱いとした日です。

<table>
<tr><th></th><th>４月</th><th>５月</th><th>６月</th><th>７月</th><th>８月</th><th>９月</th><th>10 月</th><th>11 月</th><th>12 月</th><th>１月</th><th>２月</th><th>３月</th><th>４月</th></tr>
<tr><td>１学期</td><td colspan="4">４月１日～７月 31 日の通所は８月 10~~７~~日までに申請</td><td>補助金の交付</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>２学期</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">８月１日～12 月 31 日の通所は１月 10 日までに申請</td><td>補助金の交付</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>３学期</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">１月１日～３月 31 日の通所は翌年度４月 10 日までに申請</td><td>補助金の交付</td></tr>
</table>

（３） 提出方法

以下のいずれかとする。

１ ウェブサイト上にて電子申請フォームにより提出。

２ 当課（富山県教育委員会教育みらい室児童生徒支援担当）宛へ郵送。

３ 富山県庁内当課（富山県教育委員会教育みらい室児童生徒支援担当）へ直接提出。

（４） 審査及び結果の通知

・提出書類により、富山県教育委員会が審査する。

・提出書類に記載のあった施設に対しては、富山県教育委員会が通所に関する確認を行う。

・交付決定及び額の確定通知書（様式３－①号)）または不交付決定通知書（様式３－②号）により通知する。

・交付金額については、交付決定及び額の確定通知書（様式３－①号)）により通知する。

（５） 事前登録から補助金交付までの手続きの流れ

①【事前登録】	②【交付申請】	③【交付決定】	④【補助金交付】
(最初に１回) 保護者→県教委 (書類 ア) 学期終了月末日まで	(学期毎) 保護者→県教委 (書類 イ～オ) 学期終了翌月 10 日まで	(学期毎) 県教委→保護者 (交付決定通知書) 書類審査後	(学期毎) 県教委→保護者 (補助金の交付) 交付決定通知後

※民間施設に通所している児童生徒の保護者が通所申告・交付申請を行うこと。

【電子申請フォームを利用する場合】

1　電子申請フォームにアクセスし、事前登録を行う。（申請したい最初の学期の終了月内）

2　電子申請フォームにアクセスし、補助金交付申請を行う。（学期終了翌月 10 日まで）

※２は用紙（様式１号）に記入し、３と併せて郵送することも可能。

3　実績報告書（様式２号）と領収書等（写し可）を郵送する。（学期終了翌月 10 日まで必着）

申請者事前登録　　補助金交付申請

申請する最初の学期の終了月内　　学期終了翌月 10 日まで

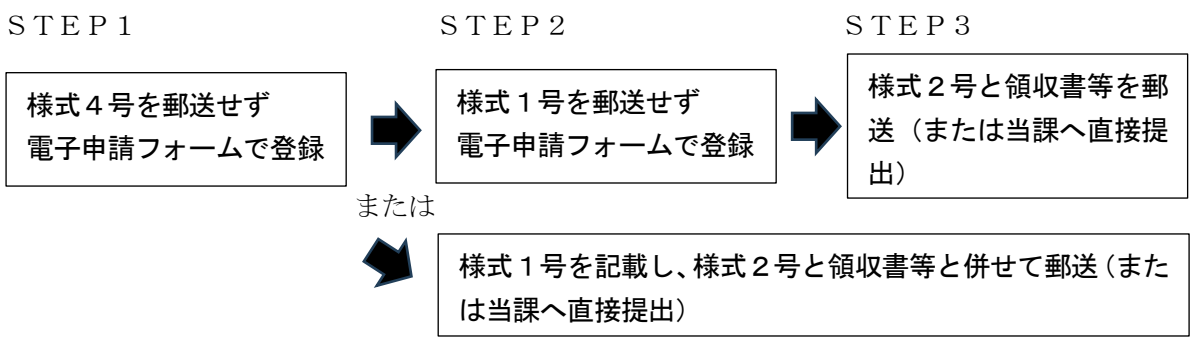

【電子申請フォームを利用しない場合】

1　事前登録票（様式４号）と領収書等（写し可）を郵送する。（学期終了翌月 10 日まで必着）

2　交付申請書（様式１号）と実績報告書（様式２号）、領収書等（写し可）を郵送する。（学期終了翌月 10 日まで必着）

申請者事前登録　　補助金交付申請

申請する最初の学期の終了月内　　学期終了翌月 10 日まで

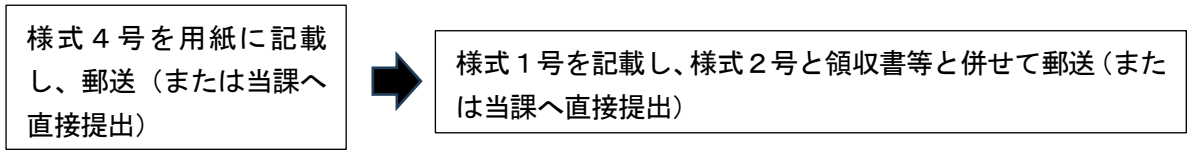

７　提出先および問い合わせ先

富山県教育委員会　教育みらい室　児童生徒支援担当

「フリースクール等通所児童生徒支援事業」担当者

〒930-8501　富山県富山市新総曲輪１番７号

TEL　076-444-3452

附則

この要領は、令和６年４月　１日から適用する。

令和７年３月 31 日一部改正